

外国貨物の蔵置等を行おうとする場所に係る届出について

標記について関税法第42条の規定により、下記のとおり公告する。

記

- 1 届出者の住所及び名称  
東京都港区東新橋一丁目9番3号  
日本通運株式会社
- 2 届出に係る場所（保税蔵置場）の名称及び所在地  
日本通運株式会社 新平和島保税蔵置場  
東京都大田区平和島1丁目2番20号
- 3 保税蔵置場の構造、棟数及び延べ面積  
鉄筋鉄骨コンクリート造  
1棟 2,635平方メートル
- 4 蔵置貨物の種類  
出入一般貨物
- 5 許可期間  
自 平成24年 8月 1日  
至 平成28年 1月22日

平成25年 8月1日

東京税関長 細田 隆